**秘密保持契約書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）および　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、甲乙間で開示される情報の秘密保持等について、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

**第1条（秘密情報等の定義・開示方法）**

1. 本契約において、「秘密情報」とは、その開示の方法・手段を問わず、各当事者が相手方当事者に開示する情報であって別紙において特定されるもの、並びに、本契約および本契約に関連して行われる両当事者間の協議・交渉・取引（以下「本協議等」という）の存在および内容（以下総称して「本契約の存在等」という）を意味する。
2. 前項にかかわらず、各当事者が相手方当事者から受領する（開示を受けることをいう。以下同じ）秘密情報には、当該受領当事者が次の各号のいずれかに該当することを証明できる情報（以下「除外情報」という）は含まれないものとする。
3. 当該受領当事者が当該情報を受領する前に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
4. 当該受領当事者が当該情報を受領した時点で公知となっていた情報、または、その受領後当該受領当事者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
5. 当該受領当事者がそれを開示する権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
6. 当該受領当事者が当該情報に拠ることなく独自に作成、開発または創出した情報

秘密情報のある部分またはある内容が除外情報に該当する場合でも、当該除外情報以外の部分または内容は全てなお秘密情報であるものとする。

1. 各当事者は、秘密情報を、書面（電子メール、電子ファイルその他電子的なものを含む。以下同じ）、記録媒体、物等、それに関し秘密情報である旨の記載（以下「秘密表示」という）をすることが容易なものによって開示する場合には、かかる秘密表示をした上で当該情報を相手方当事者に開示するものとする。
2. 各当事者は、秘密情報を、口頭、視覚等、秘密表示が不可能または困難な方法・手段で開示する場合には、その開示の時に、相手方当事者に対し当該情報が秘密情報である旨明示した上で当該情報を相手方当事者に開示するものとし、かつ、当該情報を特定できる程度に記載した書面（以下「要約書」という）に当該情報が秘密情報である旨明記し、当該要約書を、当該開示の時または開示前もしくは開示後10日以内に、相手方当事者に提供するものとする。
3. 各当事者は、前二項に定める措置に加えまたは当該措置に代えて、パスワードの設定を含め、明確な技術的または物理的なアクセス制限措置を講ずることにより、秘密情報を相手方当事者に開示することができるものとする。
4. 各当事者は、相手方当事者から受領した情報が、その性質・内容またはそれが開示された状況から合理的に見て秘密情報であると判断すべき場合には、前三項に定めるいずれの措置も講じられていないときでも、当該情報を秘密情報として取り扱うものとする。
5. 各当事者は、相手方当事者から秘密情報を受領した場合、相手方当事者が要求したときは、当該情報またはその要約書の受領を確認する書面を相手方当事者に提供するものとする。
6. 秘密情報またはその内容が複製されまたは他の情報に含められた場合でも、当該複製等された情報・内容は秘密情報に含まれるものとする。

**第2条（目的制限、秘密保持、複製制限、秘密保持期間等）**

1. 各当事者は、相手方当事者から受領した秘密情報を、別紙に定める目的のためにのみ使用することができるものとする。各当事者は、本契約の存在等を本協議等の目的のためにのみ使用することができる。以下、これらの目的を使用目的という。
2. 各当事者は、秘密情報を厳に秘密保持するものとし、これを使用目的のために知る必要がある取締役、役員もしくは従業員、または、使用目的達成のために各当事者が専門的助言等を依頼する弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の依頼者の情報の守秘義務が法律上課されている者にのみ開示することができるものとする。各当事者は、これらの者に対し、使用目的達成に必要な合理的範囲でのみ秘密情報を開示するとともに、その使用目的、秘密保持義務等を明示の上自己が本契約上負う義務と同等の義務を課し、かつ、これらの者による当該義務の違反に対し責任を負うものとする。
3. 各当事者は、秘密情報について、本契約の違反・漏えいの防止等を含め、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとする。
4. 各当事者は、秘密情報を、その使用目的での使用に合理的に必要な範囲を超えてその内容を複製しまたは他の情報に含めてはならないものとする｡
5. 各当事者は、秘密情報について本契約の違反・漏えい等またはそのおそれを発見した場合、直ちに相手方当事者に通知し、当該秘密情報の回収等、必要な是正措置を講じるとともに、更なる違反・漏えい等を防止するため、全ての合理的な措置を講じなければならない。
6. 各当事者は、別紙に秘密情報の取扱いに関し附帯条件が定められている場合には、当該条件に従うものとする。附帯条件の内容が本契約本文に定める条件と相違する場合にはその相違点について附帯条件の内容が優先するものとする。
7. 本条に定める義務は、秘密情報の受領時から別紙に定める期間存続するものとする。但し、本契約の存在等についての当該義務は、両当事者が当該義務の免除または解除に同意するまでの期間存続するものとする。以下、これらの期間を秘密保持期間という。

**第3条（開示禁止の例外）**

前条にかかわらず、第三者に対する秘密情報の開示は、それが適用ある法令もしくは当該法令に基づく行政機関もしくは司法機関の命令または適用ある証券取引所の規則を遵守するために合理的に必要な範囲内での開示である場合には禁止されないものとする。

但し、かかる開示を行う当事者は、それが法的に許される範囲内で、以下の事項を実施するよう合理的な努力をするものとする。

1. 秘密保持命令またはそれと同等の措置の申立によることを含め、第三者に開示される秘密情報が、秘密に保持され、かつ、当該法令、命令または規則により当該開示が要求される目的・範囲内でのみ使用されるようにすること。
2. 可能な限り早期に相手方当事者に当該開示について通知し、かつ、相手方当事者による当該開示義務への異議申立その他の権利行使に協力すること。

**第4条（秘密情報の使用中止・返還・破棄等）**

1. 各当事者は、本契約が第7条に定める解除権の行使その他の事由により終了した場合、秘密情報を使用および開示する権利を失い、その使用および開示を中止するとともに、相手方当事者から受領した秘密情報については、その選択に従い、速やかに、返還、破棄、削除または消去（以下「返還等」という）を行うものとする。本契約の終了前に相手方当事者から秘密情報の一部または全部の返還等を要求された場合も、当該要求のあった秘密情報について同様とする。
2. 前項の場合において、各当事者は、秘密情報を第三者に開示していたときは、当該第三者に対し、前項において自己が行うべき措置と同等の措置を行わせなければならない。但し、秘密情報の相手方当事者への返還については、当該第三者から当該情報を自己に返還させた上でこれを行うものとする。
3. 各当事者は、前二項の場合において、相手方当事者から要求されたときは、前二項により行うべき措置を全て完了したことを証明する書面にその証明権限を有する者が署名したものを相手方当事者に提供するものとする。

**第5条（秘密情報の知的財産権・保証等）**

1. 各当事者は、その開示する秘密情報に関する全ての著作権、特許権等の知的財産権およびその他の財産権を留保する。
2. 別途書面で合意した場合を除き、各当事者は、本契約に基づきまたは本契約により、相手方当事者から製品もしくはサービスを購入しまたは相手方当事者にこれらを提供する何らの義務も負わず、また、開発、購入または技術ライセンスに関する契約を含め何らの契約を締結する義務も負わないものとする。
3. 別途書面で合意した場合を除き、各当事者は、その開示する秘密情報の正確性および完全性・網羅性に関し如何なる保証もしない。

**第6条（差止・損害賠償）**

1. 各当事者は、相手方当事者が本契約に違反しまたはそのおそれがある場合、その差止を求め、または、その差止を求める仮処分を申立てることができるものとする。
2. 各当事者は、相手方当事者が本契約に違反したことにより蒙った損害（合理的範囲の弁護士費用を含む）の賠償を請求することができるものとする。

**第7条（本契約の発効および終了）**

1. 本契約は、末尾記載の日（以下「発効日」という）に効力を生じ、各当事者が相手方に開示する秘密情報については、発効日以後に開示された秘密情報および別紙において発効日前に開示されたことが明示されている秘密情報に適用されるものとする。
2. 各当事者は、相手方当事者が本契約に違反した場合、相手方当事者に書面で通知することにより直ちに本契約を解除できるものとする。
3. 各当事者は、理由の如何を問わず、相手方当事者に対し、10日以上の予告期間をおいて、書面で通知することにより本契約を解除できるものとする。
4. 本契約は、本契約が前二項に定める解除権の行使その他の事由により終了するまで効力を有するものとする。
5. 前項にかかわらず、第2条に定める義務は本契約終了後も秘密保持期間満了まで存続するものとし、本契約の規定のうちその性質上本契約終了後も存続が意図されているものは本契約終了後も有効に存続するものとする。

**第8条（その他）**

1. 各当事者は、各国の輸出管理または経済・貿易制裁もしくは制限に関連するものを含め（但しこれに限らない）、適用ある各国の法令または行政機関もしくは司法機関の命令の違反となるような目的または方法で相手方当事者に秘密情報を開示しまたは相手方当事者から受領した秘密情報を使用しもしくは開示してはならない。
2. 本契約は、本契約で規定する事項に関する両当事者間の合意の全てを規定したものとし、両当事者の書面による合意のない限り、他のいかなる契約条件にも優先するものとする。
3. 両当事者間に本契約の解釈その他につき疑義または紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
4. 本契約に関する両当事者間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

発効日：　　　年　月　日

甲：

乙：

**別　　紙**

**（秘密情報の特定・使用目的・秘密保持期間・附帯条件等）**

1. **甲の秘密情報**

甲は、本契約に基づき甲が開示する秘密情報並びに当該秘密情報の使用目的および秘密保持期間を以下の通り特定する。（秘密情報またはその種類が複数ある場合は、「甲の秘密情報2」のように番号を付して追加記載すること）

**・甲の秘密情報1**

1. 秘密情報の特定：（名称、文書番号・日付、記録媒体名、物件名称その他により当該秘密情報を特定できる程度に記載すること。発効日前に開示された秘密情報を含める場合には開示日の記載その他によりその旨明示すること）
2. 上記秘密情報の使用目的（例：当該情報のライセンスを受けるか否かの検討/○○○○に関する両当事者間の共同研究の可能性の検討/乙の○○製品・サービスに用いる可能性の検討）：
3. 上記秘密情報の秘密保持期間（例：その開示の時から3年間（または5年間、7年間）/それが受領当事者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった時まで/両当事者が書面でその公表または秘密解除に合意した時まで）：
4. 上記秘密情報の取扱いについて附帯条件がある場合にはその条件：（開示先従業員・部署の特定、複製部数の限定、コンピュータプログラムの使用条件・リバースエンジニアリングの禁止等）
5. **乙の秘密情報**

乙は、本契約に基づき乙が開示する秘密情報並びに当該秘密情報の使用目的および秘密保持期間を以下の通り特定する。（秘密情報またはその種類が複数ある場合は、「乙の秘密情報2」のように番号を付して追加記載すること）

**・乙の秘密情報1**

1. 秘密情報の特定：（名称、文書番号・日付、記録媒体名、物件名称その他により当該秘密情報を特定できる程度に記載すること。発効日前に開示された秘密情報を含める場合には開示日の記載その他によりその旨明示すること）
2. 上記秘密情報の使用目的（例：当該情報のライセンスを受けるか否かの検討/○○○○に関する両当事者間の共同研究の可能性の検討/乙の○○製品・サービスに用いる可能性の検討）：
3. 上記秘密情報の秘密保持期間（例：その開示の時から3年間（または5年間、7年間）/それが受領当事者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった時まで/両当事者が書面でその公表または秘密解除に合意した時まで）：
4. 上記秘密情報の取扱いについて附帯条件がある場合にはその条件：（開示先従業員・部署の特定、複製部数の限定、コンピュータプログラムの使用条件・リバースエンジニアリングの禁止等）